



# 島根県報

平成16年 2月27日 (金)  
第 1,550 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

規 則		
危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則	(消 防 防 災 課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
解除予定保安林	( " )	5
保安林の指定施業要件の変更 ( 3 件)	( " )	6
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	7
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	(労 働 政 策 課)	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	( " )	9
公有水面埋立ての免許	(河 川 課)	10
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(下 水 道 推 進 課)	15
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	17
公安規則		
島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則		17
内水面漁管委告示		
平成16年度水産動植物の増殖計画		18

### 公布された条例等のあらまし

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則 (規則第 3 号)

1 規則の概要

危険物取扱者免状の記載内容に合わせて様式を改正することとした。(様式第 4 号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規

## 則

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 3 号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する細則（昭和46年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

危険物取扱者保安講習受講申請書

年 月 日

島根県知事 様

フリガナ		生年月日	年 月 日		
氏名	Ⓜ	本籍地	都道府県		
現住所	県 市・郡 町・村				
	(〒 ) 電話番号 ( )				
従事している危険物施設の区分	A 給油取扱所以外の危険物施設 B 給油取扱所 (ガソリンスタンド)				
受講希望	第 1 希望		第 2 希望		
	希望地	市・町	市・町		
	希望月日	月 日	月 日		
既得免状の状況 (所持するすべての免状を記入すること。)	種類	交付年月日	交付番号	交付知事	
	甲種	年 月 日		知事	
	乙種	第 1 類	年 月 日		知事
		第 2 類	年 月 日		知事
		第 3 類	年 月 日		知事
		第 4 類	年 月 日		知事
		第 5 類	年 月 日		知事
	第 6 類	年 月 日		知事	
丙種	年 月 日		知事		
勤務先所在地	フリガナ				
	名称				
		県 市・郡 町・村			
		(〒 ) 電話番号 ( )			

- (注) 1 枠内は、すべて記入すること。  
 2 該当する項目には、印を付けること。  
 3 「従事している危険物施設の区分」欄には、主たる区分に印を付けること。  
 4 4,700円分の島根県収入証紙を裏面に貼ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かとう歯科クリニック	出雲市稲岡町18-1	平成15年12月1日
あんどうこどもクリニック	益田市乙吉町イ336-12	平成16年1月17日
医療法人スマイルライン 松本歯科医院	松江市東本町1丁目61番地	平成16年2月2日

島根県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
井上眼科医院	益田市常盤町11-3	平成16年1月31日
松本歯科医院	松江市東本町1丁目61番地	平成16年1月31日

島根県告示第192号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

大田市川合町川合字鶴府3568、3569 1、3569 2、3570・3570 1合併、3571 1から3571 3まで、3572、5085 1から5085 4まで、5086、5087、5087 1、5088から5090まで、5098、字芋原5099

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第193号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

八束郡島根町大字加賀字向田1324 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

八束郡島根町大字加賀字向田5759

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

安来市黒井田町字剝畑1896 2、1896 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

4(1) 解除予定保安林の所在場所

能義郡伯太町大字草野611 2、大字上十年畑766 2、大字下小竹1090 40、1126 4、1148 3、大字安田2153  
2、大字安田山形634 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

5(1) 解除予定保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字下意東字坂ノ前288 2、2885 2、2885 3、字柴廻2896 2、字油免2987 3、字榎廻  
3005 3、中尾崎3128 2、杉ヶ形3276 2、大字上意東字足谷1334 2、字桃谷2061 3、2061 4、2061 5、  
2061 6、字毛無2073 23、字畑ヶ谷2075 9、2075 15、2075 16、字佛坂2202 9、字面谷2260 2、2260 3、  
字小蓮池2520 1、字南2858 2、字宮谷2860 2、2861 3、大字揖屋町字四ツ廻3095 2、3095 3、3096 2、  
3097 2、3098 2、字小廻3089 5、字崎田3456 3、3456 4、3456 5、3456 6、3456 7、大字春日字湯  
谷359 4、359- 5、字雨津谷423 2、大字出雲郷字後谷1789 2、1789 3、1795 2、1806 2、1806 3、  
1806 4、字長廻1796 2、字古城1807 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

6(1) 解除予定保安林の所在場所

八束郡鹿島町大字片句字輪谷652 2、652 3、653 5、654 2、654 4、657 3、657 6、661 2、662  
9、2528 13、2529 5、2955 6、2955 7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

7(1) 解除予定保安林の所在場所

八束郡八雲村大字平原1728 2、1776 4、1776 5、1778 2、1778 3、1814 2、1833 2、1856 2、  
1856 3、1856 4、1856 5、大字東岩坂3460 2、3460 3、3460 4、3461 2、大字西岩坂3752 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第194号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

松江市東持田町字小瀬戸1303から1306まで、1308から1311まで、字大瀬戸1313から1315まで、1318、字納蔵山1672  
14

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第195号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
鹿足郡日原町・柿木村・六日市町・美濃郡美都町・大原郡木次町・仁多郡横田町・仁多町・飯石郡吉田村・掛合町・八束郡八雲村（以上10町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第196号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
能義郡広瀬町宇波1785 1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第197号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

恵曇加入区（恵曇漁業協同組合）

島根県告示第198号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

第9条第1号中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、同条第3号中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号」に改める。

附 則

この告示は、平成16年2月27日から施行する。ただし、第9条第3号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

島根県告示第199号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字平ゲ189番3地先から同字189番18地先まで	前	メートル 4.10～ 8.30	メートル 36.00	隠岐支庁	道路改良工事 拡幅 仮設道設置
			後	4.10～ 25.00	36.00		
県 道	大社立久恵線	出雲市知井宮町1194番3地先から同町1096番1地先まで	前	10.00～ 11.60	179.00	出雲土木建築事務所	"
			後	11.60～ 18.60	179.00		
"	出雲平田線	出雲市大津町597番4地先から同町603番1地先まで	前	12.00～ 14.20	54.50	出雲土木建築事務所	"
			後	12.00～ 22.00	54.50		
"	斐川出雲大社線	出雲市江田町197番8地先から同町197番8地先まで	前	16.00	3.50	出雲土木建築事務所	"
			後	17.60～ 24.00	3.50		

"	出雲大社線	出雲市白枝町1199番 2 地先から同町1220番地 先まで	前 A	11.00 ~ 31.00	187.00	"	上記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 仮設道撤去	
		出雲市白枝町1270番地 先から同町1220番地先 まで	前 B	9.00 ~ 24.00	131.00			
		出雲市白枝町1199番 2 地先から同町1220番地 先まで	後 A	11.00 ~ 31.00	187.00			
"	浜田商港線	浜田市長浜町1381番地 先から同町1387番 8 地 先まで	前	9.00 ~ 13.00	50.00	"	延伸	
		浜田市長浜町1376番 1 地先から同町1387番 8 地先まで	後	9.00 ~ 14.00	90.00			
"	田所国府線	浜田市宇野町450番 2 地先から同町383番 1 地先まで	前	6.00 ~ 12.00	175.00	浜田土木 建築事務所	"	拡幅
			後	6.00 ~ 26.00	175.00			
		浜田市宇野町383番 1 地先から同町200番地 先まで	前 A	6.00 ~ 10.00	520.00		"	上記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ
			後 A	6.00 ~ 10.00	520.00			
		浜田市宇野町200番地 先から同町179番 1 地 先まで	前 B	11.00 ~ 38.00	545.00		"	拡幅
			後	11.00 ~ 43.00	125.00			
"	美都澄川線	美濃郡匹見町大字澄川 イ1867番 2 地先から同 地番先まで	前	4.00 ~ 14.00	15.00	益田土木 建築事務所	"	延伸
		美濃郡匹見町大字澄川 イ1867番 2 地先から同 大字イ843番 1 地先ま で	後	4.00 ~ 17.00	175.00			

島根県告示第200号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所に  
おいて一般の縦覧に供する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する隠岐支 庁又は土木建築 事務所の名称	備 考
一般国道	488号	益田市猪木谷町口686番 1 地先から同 町口692番 4 地先まで	メートル 230.00	平成16年 2月27日	益 田 土 木 建 築 事 務 所	

〃	〃	美濃郡匹見町大字澄川イ2140番4地先から同大字845番3地先まで	600.00	〃	〃	
〃	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字平ゲ189番3地先から同字ゲ189番18地先まで	36.00	〃	隠岐支庁	
県道	逢坂今市線	出雲市常松町224番1地先から同地番先まで	32.00	〃	出雲土木建築事務所	
〃	出雲平田線	出雲市大津町597番4地先から同町603番1地先まで	54.50	〃	〃	
〃	斐川出雲大社線	出雲市常松町87番1地先から同町87番3地先まで	73.00	〃	〃	
〃	〃	出雲市江田町197番8地先から同町208番1地先まで	131.50	〃	〃	
〃	大社立久恵線	出雲市知井宮町1194番3地先から同町1096番1地先まで	179.00	〃	〃	
〃	浜田商港線	浜田市長浜町1376番1地先から同町1381番地先まで	40.00	〃	浜田土木建築事務所	
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀字来居145番3地先から同大字宇物井426番3地先まで	582.00	平成16年3月31日	隠岐支庁	

## 島根県告示第201号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年2月27日

島根県知事 澄田信義

## 第1 免許日

平成16年2月18日

## 第2 免許受人

- 1 出願人 島根県八束郡美保関町大字片江993番2  
美保関町
- 2 代表者 島根県八束郡美保関町大字片江993番地2  
美保関町長 作野律雄

## 第3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## 1 埋立区域

## (1) 位置

島根県八束郡美保関町大字下宇部尾481番地先道路敷から同町大字下宇部尾488番地先国有護岸を経て同町大字下宇部尾1133番地に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と170の地点とを結ぶ中海の高水位（T. P + 1.41m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 和田多鼻四等三角点（北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒）から61度18分34秒、783.07メートルの地点

2の地点	1の地点より21度34分05秒、6.25メートルの地点
3の地点	2の地点より25度33分36秒、6.37メートルの地点
4の地点	3の地点より45度39分32秒、15.31メートルの地点
5の地点	4の地点より16度53分12秒、8.78メートルの地点
6の地点	5の地点より3度37分17秒、3.96メートルの地点
7の地点	6の地点より351度35分48秒、4.45メートルの地点
8の地点	7の地点より337度45分04秒、1.19メートルの地点
9の地点	8の地点より307度37分34秒、3.03メートルの地点
10の地点	9の地点より315度27分57秒、4.35メートルの地点
11の地点	10の地点より316度55分19秒、5.27メートルの地点
12の地点	11の地点より297度34分55秒、3.78メートルの地点
13の地点	12の地点より305度26分12秒、3.62メートルの地点
14の地点	13の地点より233度19分40秒、8.29メートルの地点
15の地点	14の地点より236度11分35秒、20.40メートルの地点
16の地点	15の地点より302度06分17秒、30.58メートルの地点
17の地点	16の地点より281度40分36秒、7.66メートルの地点
18の地点	17の地点より233度14分17秒、10.61メートルの地点
19の地点	18の地点より223度35分12秒、8.63メートルの地点
20の地点	19の地点より210度57分23秒、6.71メートルの地点
21の地点	20の地点より229度14分54秒、12.41メートルの地点
22の地点	21の地点より216度22分16秒、9.19メートルの地点
23の地点	22の地点より255度41分59秒、5.26メートルの地点
24の地点	23の地点より278度15分34秒、6.26メートルの地点
25の地点	24の地点より284度54分21秒、7.19メートルの地点
26の地点	25の地点より278度31分51秒、8.09メートルの地点
27の地点	26の地点より265度01分49秒、4.62メートルの地点
28の地点	27の地点より246度45分18秒、8.11メートルの地点
29の地点	28の地点より259度47分06秒、5.08メートルの地点
30の地点	29の地点より251度08分38秒、6.50メートルの地点
31の地点	30の地点より248度42分49秒、4.13メートルの地点
32の地点	31の地点より258度11分20秒、19.05メートルの地点
33の地点	32の地点より255度48分05秒、4.28メートルの地点
34の地点	33の地点より302度21分18秒、7.19メートルの地点
35の地点	34の地点より333度39分45秒、9.79メートルの地点
36の地点	35の地点より334度54分02秒、11.56メートルの地点
37の地点	36の地点より326度43分12秒、11.74メートルの地点
38の地点	37の地点より356度18分33秒、11.11メートルの地点
39の地点	38の地点より326度59分22秒、4.33メートルの地点
40の地点	39の地点より57度13分37秒、1.09メートルの地点
41の地点	40の地点より52度55分40秒、4.98メートルの地点
42の地点	41の地点より52度54分14秒、49.05メートルの地点
43の地点	42の地点より52度56分48秒、40.05メートルの地点
44の地点	43の地点より52度53分14秒、45.22メートルの地点

45の地点	44の地点より55度39分19秒、41.19メートルの地点
46の地点	45の地点より58度38分29秒、10.27メートルの地点
47の地点	46の地点より67度42分21秒、5.18メートルの地点
48の地点	47の地点より83度32分52秒、5.31メートルの地点
49の地点	48の地点より93度56分40秒、2.43メートルの地点
50の地点	49の地点より104度48分44秒、4.76メートルの地点
51の地点	50の地点より120度27分26秒、5.67メートルの地点
52の地点	51の地点より136度39分40秒、5.73メートルの地点
53の地点	52の地点より151度31分23秒、4.83メートルの地点
54の地点	53の地点より159度43分13秒、7.33メートルの地点
55の地点	54の地点より159度29分36秒、30.00メートルの地点
56の地点	55の地点より148度48分42秒、4.99メートルの地点
57の地点	56の地点より132度38分16秒、5.64メートルの地点
58の地点	57の地点より114度36分15秒、4.82メートルの地点
59の地点	58の地点より101度41分28秒、5.57メートルの地点
60の地点	59の地点より86度10分40秒、4.23メートルの地点
61の地点	60の地点より64度55分27秒、6.18メートルの地点
62の地点	61の地点より49度58分29秒、5.31メートルの地点
63の地点	62の地点より33度45分34秒、5.05メートルの地点
64の地点	63の地点より19度22分13秒、4.28メートルの地点
65の地点	64の地点より9度41分43秒、12.08メートルの地点
66の地点	65の地点より13度19分13秒、4.19メートルの地点
67の地点	66の地点より23度48分59秒、4.10メートルの地点
68の地点	67の地点より37度21分18秒、3.99メートルの地点
69の地点	68の地点より48度12分45秒、3.37メートルの地点
70の地点	69の地点より54度41分54秒、1.44メートルの地点
71の地点	70の地点より64度03分59秒、4.42メートルの地点
72の地点	71の地点より69度22分05秒、51.45メートルの地点
73の地点	72の地点より69度02分30秒、10.20メートルの地点
74の地点	73の地点より62度28分33秒、6.84メートルの地点
75の地点	74の地点より56度52分43秒、1.68メートルの地点
76の地点	75の地点より51度37分46秒、7.77メートルの地点
77の地点	76の地点より43度08分56秒、7.71メートルの地点
78の地点	77の地点より35度15分11秒、6.51メートルの地点
79の地点	78の地点より27度12分49秒、25.09メートルの地点
80の地点	79の地点より31度03分15秒、5.77メートルの地点
81の地点	80の地点より44度58分45秒、5.81メートルの地点
82の地点	81の地点より61度25分34秒、4.75メートルの地点
83の地点	82の地点より75度08分24秒、4.34メートルの地点
84の地点	83の地点より81度41分11秒、3.44メートルの地点
85の地点	84の地点より87度56分09秒、21.57メートルの地点
86の地点	85の地点より84度24分14秒、2.44メートルの地点
87の地点	86の地点より76度08分55秒、3.01メートルの地点

88の地点 87の地点より63度43分32秒、15.34メートルの地点  
89の地点 88の地点より67度08分08秒、4.95メートルの地点  
90の地点 89の地点より72度02分19秒、5.13メートルの地点  
91の地点 90の地点より80度24分51秒、6.49メートルの地点  
92の地点 91の地点より87度37分44秒、4.79メートルの地点  
93の地点 92の地点より192度29分46秒、10.28メートルの地点  
94の地点 93の地点より195度46分06秒、8.58メートルの地点  
95の地点 94の地点より178度38分31秒、4.98メートルの地点  
96の地点 95の地点より164度07分50秒、3.22メートルの地点  
97の地点 96の地点より134度01分58秒、4.40メートルの地点  
98の地点 97の地点より107度29分05秒、6.85メートルの地点  
99の地点 98の地点より112度07分07秒、3.62メートルの地点  
100の地点 99の地点より146度17分12秒、8.22メートルの地点  
101の地点 100の地点より151度42分28秒、3.23メートルの地点  
102の地点 101の地点より38度44分30秒、4.04メートルの地点  
103の地点 102の地点より349度26分48秒、7.98メートルの地点  
104の地点 103の地点より48度22分12秒、6.47メートルの地点  
105の地点 104の地点より41度29分28秒、11.02メートルの地点  
106の地点 105の地点より87度24分45秒、2.61メートルの地点  
107の地点 106の地点より34度43分11秒、1.91メートルの地点  
108の地点 107の地点より34度46分08秒、0.15メートルの地点  
109の地点 108の地点より131度06分27秒、10.37メートルの地点  
110の地点 109の地点より140度17分41秒、3.29メートルの地点  
111の地点 110の地点より152度55分41秒、3.34メートルの地点  
112の地点 111の地点より162度47分24秒、13.73メートルの地点  
113の地点 112の地点より171度56分13秒、2.66メートルの地点  
114の地点 113の地点より184度18分15秒、2.37メートルの地点  
115の地点 114の地点より201度24分53秒、3.05メートルの地点  
116の地点 115の地点より221度23分06秒、3.27メートルの地点  
117の地点 116の地点より232度23分32秒、7.58メートルの地点  
118の地点 117の地点より234度55分45秒、3.87メートルの地点  
119の地点 118の地点より237度35分21秒、4.37メートルの地点  
120の地点 119の地点より242度54分55秒、4.98メートルの地点  
121の地点 120の地点より248度19分17秒、4.42メートルの地点  
122の地点 121の地点より251度54分35秒、18.39メートルの地点  
123の地点 122の地点より292度06分30秒、16.30メートルの地点  
124の地点 123の地点より286度15分37秒、1.85メートルの地点  
125の地点 124の地点より271度55分44秒、2.02メートルの地点  
126の地点 125の地点より258度15分44秒、2.91メートルの地点  
127の地点 126の地点より249度17分36秒、37.55メートルの地点  
128の地点 127の地点より242度17分59秒、5.17メートルの地点  
129の地点 128の地点より232度06分26秒、5.09メートルの地点  
130の地点 129の地点より223度01分42秒、6.66メートルの地点

131の地点 130の地点より223度10分31秒、1.60メートルの地点  
132の地点 131の地点より222度07分15秒、39.14メートルの地点  
133の地点 132の地点より217度48分32秒、7.14メートルの地点  
134の地点 133の地点より213度43分38秒、22.27メートルの地点  
135の地点 134の地点より110度51分07秒、3.17メートルの地点  
136の地点 135の地点より214度28分20秒、0.65メートルの地点  
137の地点 136の地点より214度27分54秒、4.35メートルの地点  
138の地点 137の地点より204度43分18秒、7.55メートルの地点  
139の地点 138の地点より197度09分41秒、5.45メートルの地点  
140の地点 139の地点より196度02分57秒、7.80メートルの地点  
141の地点 140の地点より187度36分14秒、17.85メートルの地点  
142の地点 141の地点より179度35分24秒、12.30メートルの地点  
143の地点 142の地点より168度06分59秒、8.68メートルの地点  
144の地点 143の地点より165度00分41秒、10.35メートルの地点  
145の地点 144の地点より166度01分57秒、9.49メートルの地点  
146の地点 145の地点より137度01分35秒、8.38メートルの地点  
147の地点 146の地点より263度10分06秒、7.80メートルの地点  
148の地点 147の地点より352度24分19秒、0.03メートルの地点  
149の地点 148の地点より263度09分59秒、2.00メートルの地点  
150の地点 149の地点より172度24分19秒、0.03メートルの地点  
151の地点 150の地点より263度07分06秒、0.35メートルの地点  
152の地点 151の地点より353度10分27秒、2.28メートルの地点  
153の地点 152の地点より263度09分23秒、2.40メートルの地点  
154の地点 153の地点より173度10分16秒、2.28メートルの地点  
155の地点 154の地点より263度05分55秒、0.35メートルの地点  
156の地点 155の地点より352度24分19秒、0.03メートルの地点  
157の地点 156の地点より263度09分59秒、2.00メートルの地点  
158の地点 157の地点より172度24分19秒、0.03メートルの地点  
159の地点 158の地点より263度10分03秒、81.12メートルの地点  
160の地点 159の地点より354度05分38秒、0.03メートルの地点  
161の地点 160の地点より263度09分59秒、2.00メートルの地点  
162の地点 161の地点より172度08分48秒、0.03メートルの地点  
163の地点 162の地点より263度07分06秒、0.35メートルの地点  
164の地点 163の地点より353度10分27秒、2.28メートルの地点  
165の地点 164の地点より263度09分23秒、2.40メートルの地点  
166の地点 165の地点より173度10分27秒、2.28メートルの地点  
167の地点 166の地点より263度15分41秒、0.35メートルの地点  
168の地点 167の地点より352度24分19秒、0.03メートルの地点  
169の地点 168の地点より263度09分59秒、2.00メートルの地点  
170の地点 169の地点より172度24分19秒、0.03メートルの地点

## (3) 面積

43,093.74平方メートル

## 2 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

島根県八束郡美保関町大字下宇部尾481番地から同町大字下宇部尾478 1番地、544 7番地を経て1133 1番地に至る間の土地と地先公有水面及び国道431号道路敷

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とノの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 和田多鼻四等三角点 (北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒) から69度07分34秒、684.75メートルの地点

イの地点 アの地点より353度09分58秒、107.29メートルの地点

ウの地点 イの地点より51度42分59秒、46.35メートルの地点

エの地点 ウの地点より313度49分08秒、35.43メートルの地点

オの地点 エの地点より232度48分55秒、51.40メートルの地点

カの地点 オの地点より274度03分35秒、38.42メートルの地点

キの地点 カの地点より234度03分27秒、56.02メートルの地点

クの地点 キの地点より240度14分35秒、60.32メートルの地点

ケの地点 クの地点より254度01分01秒、90.30メートルの地点

コの地点 ケの地点より287度52分10秒、73.02メートルの地点

サの地点 コの地点より13度00分21秒、96.44メートルの地点

シの地点 サの地点より89度02分52秒、68.35メートルの地点

スの地点 シの地点より71度00分02秒、50.38メートルの地点

セの地点 スの地点より61度40分37秒、49.58メートルの地点

ソの地点 セの地点より52度33分55秒、295.55メートルの地点

タの地点 ソの地点より64度01分12秒、36.05メートルの地点

チの地点 タの地点より84度26分54秒、34.53メートルの地点

ツの地点 チの地点より90度23分04秒、167.19メートルの地点

テの地点 ツの地点より154度29分40秒、83.78メートルの地点

トの地点 テの地点より224度51分32秒、58.70メートルの地点

ナの地点 トの地点より251度27分04秒、60.45メートルの地点

ニの地点 ナの地点より232度41分30秒、68.18メートルの地点

ヌの地点 ニの地点より180度43分44秒、73.32メートルの地点

ネの地点 ヌの地点より125度11分55秒、45.10メートルの地点

ノの地点 ネの地点より173度09分59秒、93.07メートルの地点

## (3) 面積

135,739.02平方メートル

## 第 4 埋立地の用途

分譲住宅用地、町営住宅用地、道路用地、護岸用地、公園・緑地用地、下水処理施設用地、給食センター用地、コミュニケーション用地

## 島根県告示第202号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号) の一部を次のように改正する。

平成16年 2月27日

題名中「下水汚泥収集運搬業務」を「下水汚泥等収集運搬業務」に改める。

第 1 条中「下水汚泥収集運搬業務」を「下水汚泥等（下水汚泥及びばいじんをいう。以下同じ。）収集運搬業務」に、「下水汚泥収集運搬業務」を「下水汚泥等収集運搬業務」に、「及び下水汚泥セメント原料化業務」を「下水汚泥セメント原料化業務」に改め、「セメント原料化業務」という。）の次に「及び下水汚泥等埋立処分業務（以下「下水汚泥等埋立処分業務」という。）」を加える。

第 2 条第 2 項第 3 号中「下水汚泥収集運搬業務」を「下水汚泥等収集運搬業務」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 下水汚泥等埋立処分業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第 6 項の許可（最終処分に係るものに限る。）を受けていないもの

第 3 条第 1 号中「下水汚泥集運搬業務」を「下水汚泥等集運搬業務」に改め、「セメント原料化業務」の次に「及び下水汚泥等埋立処分業務」を加える。

様式第 1 号中

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務	を
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥セメント原料化業務	

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務	に改める。
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥セメント原料化業務	
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等埋立処分業務	

様式第 3 号中「下水汚泥収集運搬」を「下水汚泥等収集運搬」に、

直前 3 年の決算		年 月 千円	年 月 千円	年 月 千円	を
	決 算 期				
	資 産 総 額				
	負 債 総 額				
	自 己 資 本				
	計				

直前 3 年の決算		年 月 千円	年 月 千円	年 月 千円	に、「業務に関係する」を「委
	決 算 期				
	資 産 総 額				
	負 債 総 額				
	自 己 資 本				
	計				

託業務に関係する」に、「契約金額（円・t）」を「契約金額（円）」に改める。

様式第 3 号の 2 中「・下水汚泥セメント原料化」を「・下水汚泥セメント原料化  
・下水汚泥等埋立処分」に、

「	経常利益				を
	計				

「	経常利益				に、「業務に係る」を「委
---	------	--	--	--	--------------

託業務に係る」に、「契約金額 (円・t)」を「契約金額 (円)」に改める。

様式第 5 号中「住所」を「所在地」に、「入札参加資格審査申請書記載事項等変更届」を「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年 2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 3 条の規定は、平成16年 2月27日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

大原郡大東町大字大東下分349番地 外 3 筆  
面積 4,673平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡大東町大字大東1663番地  
大東町土地開発公社 理事長 内田孝志

島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月27日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第 2 号

島根県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

島根県警察国有物品管理規則 (昭和39年島根県公安委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 本部長は、物品の管理に関する事務の一部を、代行機関である警察部会計課長の職にある者に処理させることができる。

3 代行機関は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 物品の供用、供用換及び返納に係る事務に関すること。
- (2) 物品管理事務の検査 (特異なものを除く。) に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、定例的かつ軽微な事務に関する事。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

## 内水面漁場管理委員会告示

---

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成16年度水産動植物の増殖計画は次のとおりである。

平成16年2月27日

島根県内水面漁場管理委員会会長 彦 田 和 昭

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ (千尾) (kg)	こい		ふな		すずき (kg)	やまめ		わかさぎ 卵 (万粒)	しじみ (kg)	えび (kg)	もくずがに	
	(千尾) (kg)	卵 (万粒)		(千尾) (kg)	(kg)	(千尾) (kg)	卵 (万粒)		(千尾) (kg)	(kg)				(千尾) (kg)	
内共第1号 宍道湖			26.5			100	1,500				5,000				
			550			1,100								550	
内共第2号 斐伊川	625		9				210			37					2
	2,500		180							275					70
内共第3号 神戸川(下 流)	420.5		15	8.75	4.65			20		19.4		300			3
	3,100		370	175	93					508					90
内共第4号 神戸川(上 流)	12.5		1.2	1.25	0.35					6.6					0.3
	100		30	25	7					112					10
内共第5号 神西湖						3						3,000		10	3
						30									88.2
内共第6号 江川	2,300		16		10			250		20					50
	11,500		400		100					100					35
内共第7号 八戸川	350		3.33		1					20					
	2,700		100		5					200					
内共第8号 周布川	137.5		3.3							15					20
	800		100							600					200
内共第9号 三隅川	120		1.5							3					2
	720		30							18					20
内共第10号 高津川	1,200		2.5	5	5					140					10
	7,200		50	20	25					560					5
総計	5,165.5		78.33	15	124		1,710	270		261	5,000	3,300	560		90.3
	28,620		1,810	220	1,360					2,373					518.2

2 産卵場造成計画

(面積：m<sup>2</sup>)

魚 種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)
内共第2号 斐伊川		115	
内共第3号 神戸川(下流)	3,000		
内共第6号 江川			1,000
内共第7号 八戸川			2,000
内共第9号 三隅川	1,000		
内共第10号 高津川	10,000		1,500